

道路運送法第9条の規定に基づく「運賃協議会」への意見反映について

1. 法改正前（～令和5年9月30日）

<道路運送法（抜粋）>

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条（略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

<道路運送法施行規則（抜粋）>

（法第9条第4項の協議が調ったとき）

第9条の2 法第9条第4項の協議が調ったときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。



2. 法改正後（令和5年10月1日～）

<道路運送法（抜粋）>

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条（略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

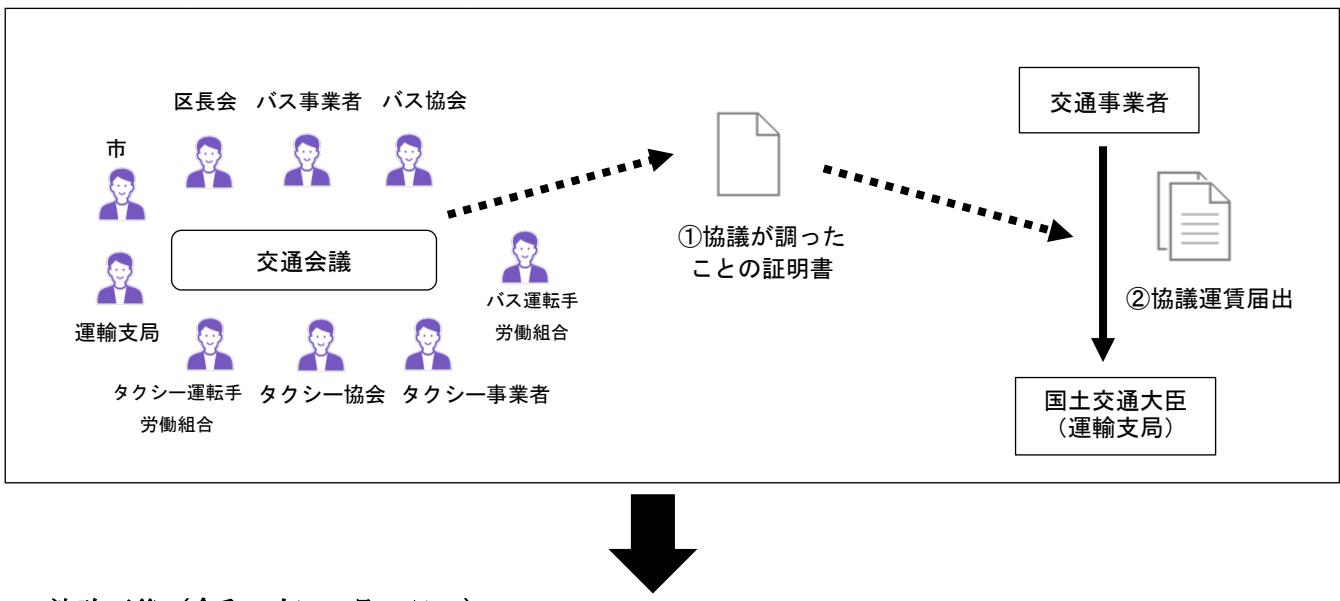
5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6～7 （略）

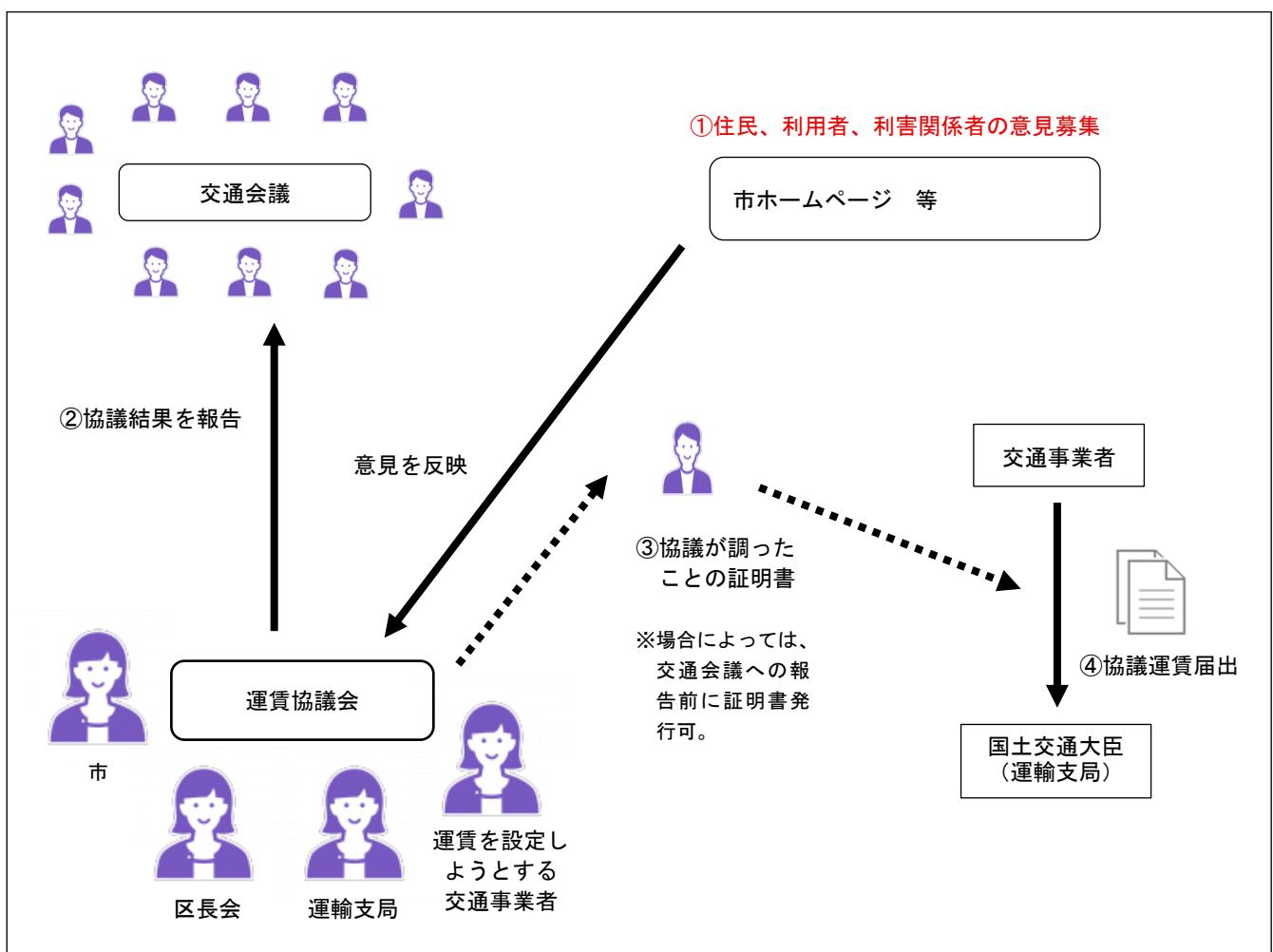
<道路運送法施行規則（抜粋）>

法第9条の2 削除

1. 法改正前（～令和 5 年 9 月 30 日）



2. 法改正後（令和 5 年 10 月 1 日～）



【留意点】

- 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス等）の協議運賃制度について、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないようにするために、運賃等を設定しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者等）のみが協議に参加するよう、法改正が行われた。
- カルテルとは、事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格等を共同で取り決める行為。